

定期株主総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月2日 18時00分
2. 開催場所 ツチノコテクノロジー 本社
〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 3131-2
3. 出席者
発行済株式の総数 2株（この議決権を有する総株主数 1名、この議決権の個数 1個）
本日出席の株主数 1名（この議決権の個数 1個）
4. 議長 代表取締役 永井 祐子
5. 議事

議長は、上記のとおり定足数にたる株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

第1号議案 2020年度計算書類承認および事業報告の件

議長は、2020年度（2020年4月22日～2021年3月31日）における事業の状況を別紙「2020年度決算説明」により詳細に説明し、次の書類およびこれらの附属明細書を提出してその承認を求めたところ、満場一致をもって、本議案は可決された。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 販売費および一般管理費明細書
- (4) 株主資本等変動計算書
- (5) 個別注記表

第2号議案 国内出張旅費規程改定の件

議長は、当会社の国内出張旅費規定について別紙「国内出張旅費規定」のとおり改定し、本改定について令和3年7月1日以後のすべての旅費交通費に適用したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、当会社の国内出張旅費規定を改定することが可決確定した。

以上をもって、議事の全てを終了したため、議長は18時15分閉会を宣した。

以上、この議事録を作成し、以下の URL に電子広告により公開します。

URL <https://k.secure.freee.co.jp/companies/273270/announces>

令和3年7月2日

株式会社ツチノコテクノロジー
定期株主総会

議長 代表取締役 永井 祐子

株式会社ツチノテクノロジー

2020年度決算説明



セキュリティ対策自己宣言



経済産業省認定
Smart
SME
Supporter
第13号-21040085

免責事項

本資料には、当社に関連する見通し、将来に関する計画、経営目標などが記載されています。

これらの将来の見通しに関する記述は、

将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものであり、

当該仮定が必ずしも正確であるという保証はありません。

様々な要因により、実際の業績が本書の記載と著しく異なる可能性があります。

別段の記載がない限り、本書に記載されている財務データは

日本において一般に認められている会計原則に従って表示されています。

当社は、将来の事象などの発生にかかわらず、

既に行っております今後の見通しに関する発表等につき、

開示規則により求められる場合を除き、必ずしも修正するとは限りません。

当社以外の会社に関する情報は、一般に公知の情報に依拠しています。

Agenda

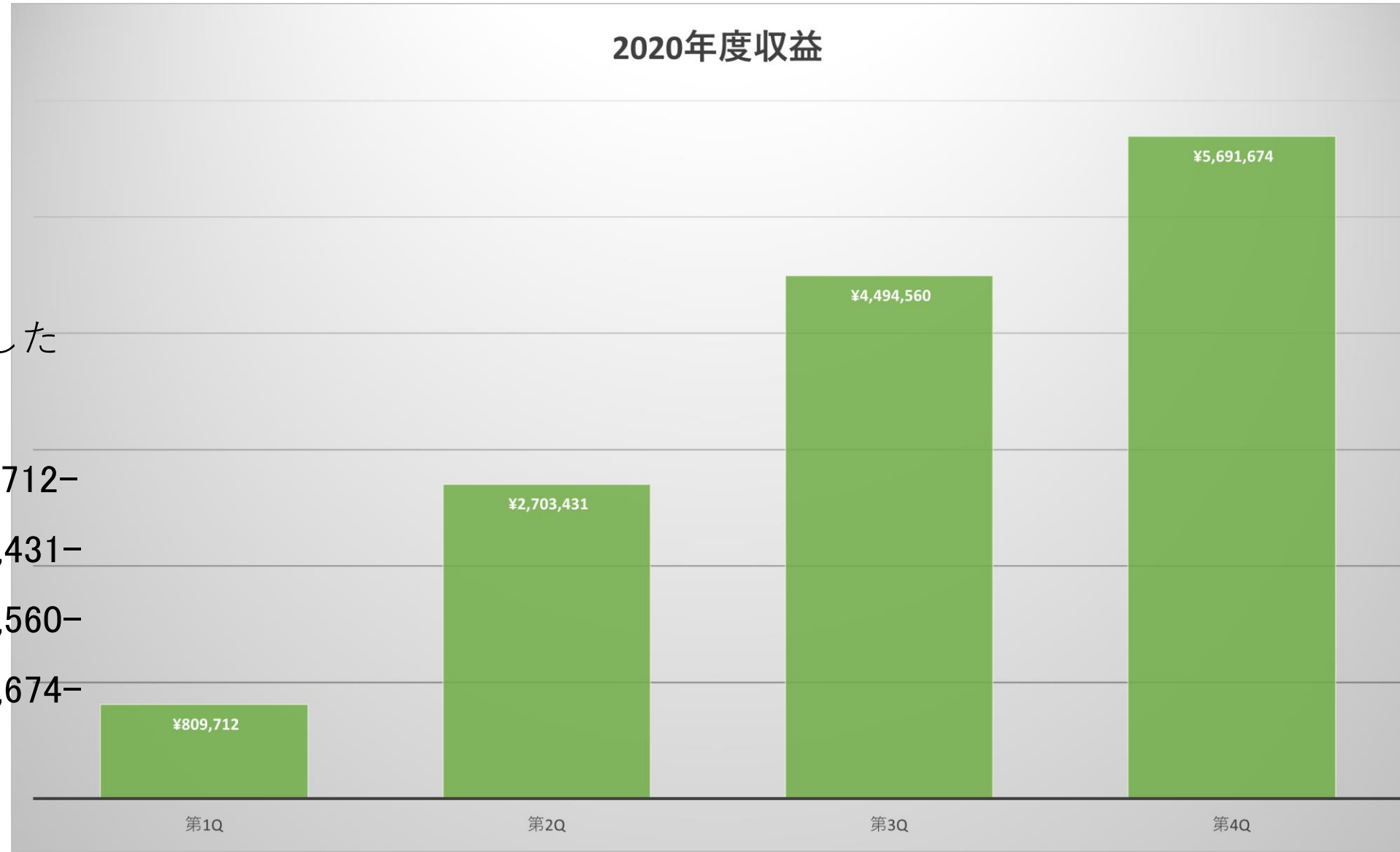
1. 2020年度決算概要 Summary
2. 2020年度おもな出来事 Topics
3. 2020年度株主還元 Shareholder Return
4. 2021年度事業計画 Plan

Summary

2020年度 決算概要

売上は堅調に推移し、
1300万円/年を超えました

第1Q(4-6月)	¥809,712-
第2Q(7-9月)	¥2,703,431-
第3Q(10-12月)	¥4,494,560-
第4Q(1-3月)	¥5,691,674-



Topics

2020年度 おもな出来事

- 17社（店）のお取引先さまと、
業務委託基本契約を締結しました
- 正社員2名を雇用しました
- スマホアプリCMS「アプリワン」を購入し、
自社ブランド名を「tTAPP」と命名しました



Shareholder Return

2020年度
株主還元

2020年度の株主配当金はございません。



Plan

2021年度 事業計画

営業の強化

- 相見積もりサイト「アイミツ」からの受注増を目指します
- 継続取引のための社員全員の営業力の強化のために、社内セミナーを開催します
- 営業代行企業との契約の推進のため、営業代行会社さまとコンタクトをとっていきます
- BNI活動を通じて、地域社会へ貢献していきます

tTAPPの販売

- デザイナーを雇用し、tTAPP（スマホアプリ）を販売し、今年度売上1500万円を目指します
- tTAPPの販売店・紹介企業として、10社との契約を目指します

Appendices



Appendix 1

企業理念

私たちの願い

- 田舎に仕事を提供したい！
- 在宅の仕事を増やしたい！

私たちの行動原理（お客様のIT部門として）

- 私たちが縁の下となる
- 私たちが安心を与える
- 私たちが安全を生み出す
- 品質から信用を得る

Appendix 2

行動方針

ツチノコテクノロジーは

3つの行動方針で

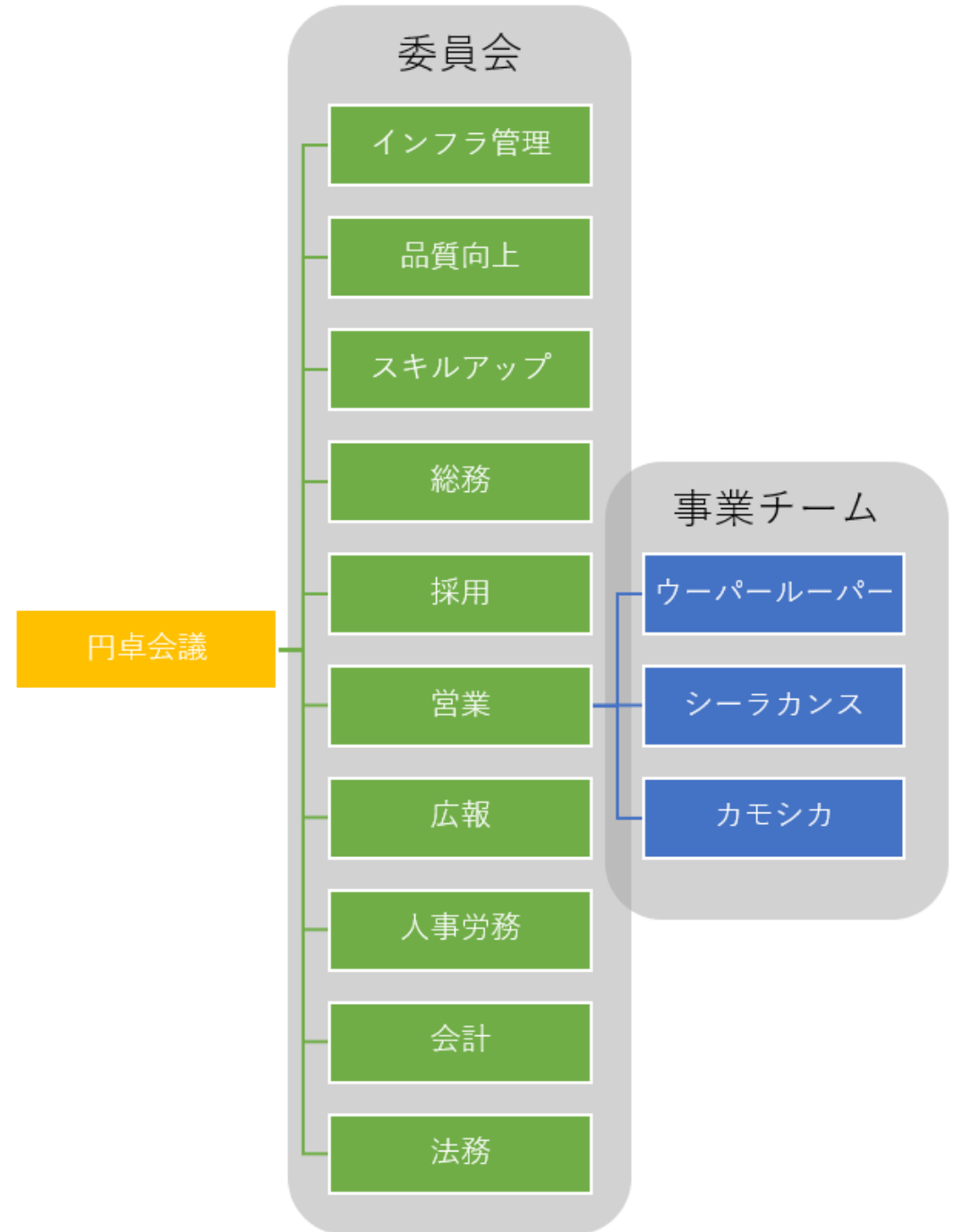
お客さまに安心をお約束します。

1. チームで対応する
→ ひとりでやらない
2. システムを動かし続ける
→ システムを止めない
3. 連絡は即返信する
→ 連絡を怠らない

Appendix 3

組織図

2021年7月現在の組織図



お問い合わせ

電話

- 050-5371-8644

メール

- tt@tutinoko.tech (全社員共通メール)

LINE

- @tutinokotech



ツチノコテクノロジーズ

貴社・貴店の IT 部門
株式会社ツチノコテクノロジー

ホームページ <https://tutinoko.tech>



国内出張旅費規定

株式会社ツチノコテクノロジー

令和2年6月30日 制定

令和3年7月1日 改定

第1条（目的）

この規程は、役員および社員が株式会社ツチノテクノロジー（以下「当社」という）の社命により日本国内に出張するときの旅費について定める。

第2条（適用範囲）

本規程は、原則として当社の役員および正社員に適用する。ただし、アルバイト・パートスタッフ・派遣社員・臨時雇用社員等の当社に雇用されている者または協力会社社員および直接契約中のフリーランス

（以下「正社員以外の者」という）で当社の社命によって国内に出張するときは、本規定を正社員と同様の扱いとして準用することができる。

第3条（出張の経路）

本規定の出張の経路は、最も経済的な順路、および方法によって計算する。ただし、業務の都合、天災など特別な事由がある場合はこの限りではない。

第4条（出張の種類）

本規定の出張の種類は宿泊出張と長距離出張、短距離出張の3種類とする。

- ① 宿泊出張とは、出張先での仕事時間および移動時間の合計が1日の勤務時間よりも長い等の理由で宿泊を伴うものである。
 - ② 長距離出張とは、勤務地より片道距離が50km以上の地域へ移動する出張で、宿泊を伴わない出発当日に帰着できる出張である。
 - ③ 短距離出張とは、勤務地より片道距離が50km未満の地域へ移動する出張で、宿泊を伴わない出発当日に帰着できる出張である。
-

第5条（旅費の種類）

本規定の旅費の種類は、以下に定める通りとする。

1. 交通費
2. 宿泊料
3. 日当

第6条（交通費）

本規程の交通費および利用できる等級は以下に定める通りとする。

資格区分	JR・鉄道	航空機	船舶	タクシー・バス
社長・役員	グリーン	ファースト	1等	実費
その他社員	普通車	ビジネス	2等	実費

自家用車・社用車での移動の場合、以下に定める通りとする。

種類	自家用車	社用車
長距離出張	出張先1か所につき 2,000 円および実費（高速道路・有料道路・フェリー代金）	実費（ガソリン代、高速道路・有料道路・フェリー代金）のみ
短距離出張	出張先1か所につき 500 円および実費（高速道路・有料道路・フェリー代金）	実費（ガソリン代、高速道路・有料道路・フェリー代金）のみ

第7条（宿泊料および日当）

宿泊料および日当は、出張日数、宿泊日数に応じて以下に定める定額を支給するものとする。

資格区分	短距離日当	長距離日当	宿泊日当	宿泊料
社長・役員	なし	2,000 円	3,000 円	実費
その他社員	なし	1,000 円	3,000 円	実費

第8条（出張手続き）

出張させようとする者は、あらかじめ社命として出張の理由や目的、出張の行き先を伝え、出張させたい者に対して本人から承認を得なければならない。

第9条（旅費の仮払い）

出張しようとする者は、あらかじめ概算の経費を記入した「経費申請」を会計 freee にて申請し、所属長の承認を得ることで仮払いを受けることができる。

第10条（出張中の出費）

出張中、本規程に定める旅費の基準を超えて、または業務および営業活動を行う上で必要となる出費が発生した場合は、原則として事前の承認を得るものとし、やむを得ない事情がある時は事後の承認を得たものに限りその実費を支給する。

第11条（帰社報告）

出張者が出張より帰社したときは、所定の「出張報告書」を作成し直ちに同一プロジェクトメンバーへ報告を周知しなければならない。

第12条（旅費の精算）

出張者が出張より帰社したときは、「経費申請」を会計 freee にて申請し、旅費の精算をしなければならない。



付則

この規程は、令和3年7月1日から実施する。

改定 番号 2 は、令和2年7月1日以後の国内出張旅費に適用する。

改定 番号 1 は、令和2年9月1日以後の国内出張旅費に適用する。

改定

番号	日付	変更内容
1	2020.10.4	<p>第6条(交通費) 車の場合の交通費は「なし」でしたが、「実費」に変更しました。</p> <p>第7条(宿泊料および日当) 社長・役員の日帰り日当は「10,000円」、宿泊料は「20,000円」でしたが、日帰り日当「5,000円」、宿泊料「10,000円」に変更しました。 その他社員の宿泊料は「15,000円」でしたが、「5,000円」に変更しました。</p>
2	2021.5.31	<p>本資料のフォーマットに変更がありました。</p> <p>第4条(出張の種類) 「宿泊出張」と「日帰り出張」の2種類でしたが、「宿泊出張」と「長距離出張」「短距離出張」の3種類に変更しました。</p> <p>第6条(交通費) 車の場合の交通費は「実費」でしたが、長距離出張と短距離出張で実費と2,000円または500円と固定金額を支給するように変更しました。</p> <p>第7条(宿泊料および日当) 日帰り日当・宿泊日当は、短距離日当・長距離日当・宿泊日当に変更しました。日帰り日当は、長距離日当に置き換わりました。 社長・役員の日帰り日当は「5,000円」宿泊日当は「10,000円」宿泊料は「10,000円」でしたが、長距離日当「2,000円」宿泊日当「3,000円」宿泊料「実費」に変更しました。 その他社員の日帰り日当は「5,000円」宿泊日当は「5,000円」でしたが、長距離日当「1,000円」宿泊日当「3,000円」宿泊料「実費」に変更しました。</p>